

住宅ローン減税 省エネ要件化等についての 説明会資料

国土交通省住宅局
2023年6月16日



住宅ローン減税における 省エネ性能の必須要件化について

国土交通省住宅局

住宅経済・法制課

2023年6月16日



- 本日のポイント（住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化）
- 住宅における省エネルギー対策の強化・誘導
- 住宅ローン減税申告の手続き
- 証明書について
- 本日のポイント（まとめ）
- 参考（住宅ローン減税概要・様式・記入例・チラシ）



本日のポイント (住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化)

2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、
住宅ローン減税を受けるには、**省エネ基準に適合する必要**があります

新築住宅の場合

控除率 0.7% 控除期間 13年

	2022年	2023年	2024年入居	2025年入居
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
<u>省エネ基準に適合しない</u> 「その他の住宅」	3,000万円		0円 (2023年末までに建築確認を受けた 場合、借入限度額2,000万円(*))	

(*) 住宅ローン減税の税務署への申請時、確認済証の写しを提出し、2023年12月末までに建築確認を受けた住宅であることを証する必要があります。
2024年6月末までに竣工済の住宅については、省エネ基準に適合しない場合にも特例の適用がある場合があります。

- 本日のポイント（住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化）
- **住宅の省エネルギー対策の強化・誘導**
 - 住宅における省エネ対策の強化（新築住宅）
 - 住宅ローン減税による省エネ性能の高い住宅への誘導
- 住宅ローン減税申告の手続き
- 証明書について
- 本日のポイント（まとめ）
- 参考（住宅ローン減税概要・様式・記入例・チラシ）

住宅における省エネルギー対策の強化（新築住宅）

- 建築物省エネ法の改正により、**2025年4月（予定）以降**、原則全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務化（予定）**。
- これに先立ち、早期の適合率向上を図る観点から、**住宅の新築に対する各種支援措置**において、**順次省エネ基準適合を必須要件化**。

2021年

エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画 改定

2022年

1月：住宅ローン減税の延長（制度改正）

6月：改正建築物省エネ法成立（6月）

2023年

4月：【フラット35】省エネ基準要件化開始

2024年

1月：【住宅ローン減税】省エネ基準適合を必須要件化開始

2025年

4月（予定）：改正建築物省エネ法施行
（原則全ての新築住宅に省エネ基準適合を義務付け）

住宅ローン減税による省エネ性能の高い住宅への誘導

令和4年度税制改正（2021年12月）で、2022年以降4年間の住宅ローン減税の内容が決定

改正のポイント

2022年～：省エネ性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置を導入
2024年～：新築の「その他の住宅」（省エネ基準非適合）は原則適用対象外

新築住宅の場合

控除率 0.7% 控除期間 13年	2022年	2023年	2024年入居	2025年入居
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」	3,000万円		0円 (2023年末までに建築確認を受けた 場合、借入限度額2,000万円(*))	

借入限度額の増額

- 本日のポイント（住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化）
- 住宅における省エネルギー対策の強化・誘導
- **住宅ローン減税申告の手続き**
- 証明書について
- 本日のポイント（まとめ）
- 参考（住宅ローン減税概要・様式・記入例・チラシ）

2024年1月以降の住宅ローン減税申告手続き

原則

2024年1月1日以降に入居する場合、省エネ基準適合住宅以上の住宅であることの証明書が必要

新築住宅の場合 控除率 0.7% 控除期間 13年		2022年	2023年	2024年入居	2025年入居
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
	省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」	3,000万円		0円 (2023年末までに建築確認を受けた 場合、借入限度額2,000万円(*))	

例外

以下の書類により以下の事実関係が確認できた場合、住宅ローン減税の適用対象

- 2023年12月31日までに建築確認を受けたこと ← 確認済証 or 検査済証で確認
- 2024年6月30日までに竣工済であること ← 登記事項証明書で確認

※ただし、この場合の借入限度額は2,000万円、控除期間は10年

目次

- 本日のポイント（住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化）
- 住宅における省エネルギー対策の強化・誘導
- 住宅ローン減税申告の手続き
- 証明書について
 - 「省エネ基準適合住宅」であることの証明書について
 - 建設住宅性能評価書
 - 住宅省エネルギー性能証明書
 - 住宅省エネルギー性能証明書の特徴
- 本日のポイント（まとめ）
- 参考（住宅ローン減税概要・様式・記入例・チラシ）

「省エネ基準適合住宅」であることの証明書について

○「省エネ基準適合住宅」であることの証明書として、以下のいずれかを提出する必要

- ① **建設住宅性能評価書**の写し
- ② **住宅省エネルギー性能証明書**

○ いずれも**住宅取得者単独**で取得することが困難であるため、**設計者、施工者等の協力が不可欠**です。**ご協力の程よろしくお願いいたします。**

① 建設住宅性能評価書

建設住宅性能評価書のイメージ
(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書

(一戸建ての住宅(新築住宅))

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和4年3月25日国土交通省告示第378号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
(なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。)

記

1. 建築主	(氏名又は名称)	(連絡先)
2. 設計者	(氏名又は名称)	(連絡先)
3. 工事施工者	(氏名又は名称)	(連絡先)
4. 工事監理者	(氏名又は名称)	(連絡先)
5. 住宅の名称		
6. 住宅の所在地		

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印		
機関登録番号			
評価員氏名			

② 住宅省エネルギー性能証明書

別表

住宅省エネルギー性能証明書

証明申請者	住 所
氏 名	
家屋番号及び所在地	
家 屋 調 査 日	年 月 日

省エネ性能	居住用家屋の新築等に係る家屋	☐ ①租税特別措置法施行令第28条第23項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準 ☐ ②租税特別措置法施行令第28条第24項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(①に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上の基準
	既存住宅	☐ ③租税特別措置法施行令第28条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(②に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級6以上の基準 ☐ ④租税特別措置法施行令第28条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(③に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4以上の基準

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第28条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

建設住宅性能評価書

- **住宅性能表示制度**上の証明書。**登録住宅性能評価機関**が発行。
- 5-1「断熱等性能等級」が4以上、かつ、5-2「一次エネルギー消費量等級」が4以上であることを証するものが有効
- **【要注意】**「設計住宅性能評価書」で申請することはできません。

建設住宅性能評価書のイメージ
(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書
(一戸建ての住宅(新築住宅))

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和4年3月25日国土交通省告示第378号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
(なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。)

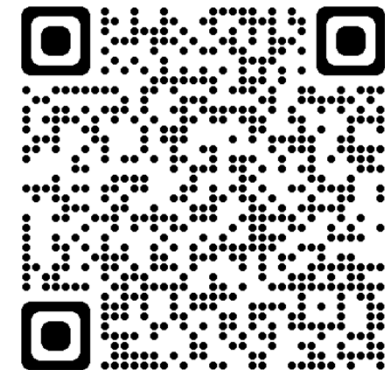
記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 工事施工者 (氏名又は名称) (連絡先)
4. 工事監理者 (氏名又は名称) (連絡先)
5. 住宅の名称
6. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日	評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印		
機関登録番号			
評価員氏名			

項 目	結 果
5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
	地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]
	外皮平均熱貫流率【 W/(㎡・K) 】 冷房期の平均日射熱取得率【 】
	7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている
	6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
	5 熱損失等のより大きな削減のための対策が講じられている
	4 熱損失等の大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経産省省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている
	3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
	2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
	1 その他
5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
	地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]
	床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【 MJ/(㎡・年) 】
	6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策が講じられている
	5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
	4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
	1 その他



「建設住宅性能評価書」について、詳しくは[こちら](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001594049.pdf)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001594049.pdf>

住宅省エネルギー性能証明書

住宅の省エネ性能に特化して証明する、住宅ローン減税用の証明書 (令和4年度税制改正の住宅ローン減税延長時に本証明書の制度が創設)

別表

住宅省エネルギー性能証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家 屋 調 査 日	年 月 日	
省エネ性能	居住用家屋の新築等に係る家屋	☐①租税特別措置法施行令第28条第23項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準 ☐②租税特別措置法施行令第28条第24項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(①に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上の基準
	既存住宅	☐③租税特別措置法施行令第28条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級6以上の基準 ☐④租税特別措置法施行令第28条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(③に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4以上の基準

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第28条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	印	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	住 所	指 定 ・ 登 録 年 月 日	指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)
	指 定 者(指定確認検査機関の場合)	指定をした者(指定確認検査機関の場合)	
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
建築基準適合判定資格者	合格通知日付又は合格証書日付	合格通知番号又は合格証書番号	
	合格通知日付又は合格証書日付	合格通知番号又は合格証書番号	

(用紙 日本産業規格 A 4)

住宅省エネルギー性能証明書の特徴

1

登録住宅性能評価機関のほか、**建築士も発行可能**です。

2

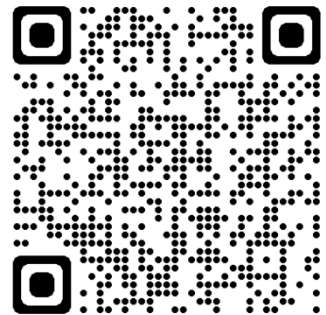
対象住宅の**設計・工事監理等を実施した建築士**による証明も可能

※対象住宅との関係で当事者ではない第三者の建築士を探す必要は必ずしもありません。

3

本来事務と一体的に証明事務を行うなど、**柔軟な対応も可能**

※本証明事務の調査を本来事務として実施する工事監理の現場調査と兼ねて実施する 等



「住宅省エネルギー性能証明書」について、詳しくは[こちら](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)

目次

- 本日のポイント（住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化）
- 住宅における省エネルギー対策の強化・誘導
- 住宅ローン減税申告の手続き
- 証明書について
- **本日のポイント（まとめ）**
- 参考（住宅ローン減税概要・様式・記入例・チラシ）

本日のポイント（まとめ）

1

2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、
住宅ローン減税を受けるには、省エネ基準に適合する必要があります

2

原則として、省エネ基準適合住宅以上の住宅であることの証明書
が必要となります。

3

いずれの証明書も、住宅取得者単独で取得することが困難である
ため、設計者、施工者等の協力が不可欠です。ご協力の程よろしく
お願いいたします。

目次

- 本日のポイント（住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化）
- 住宅における省エネルギー対策の強化・誘導
- 住宅ローン減税申告の手続き
- 証明書について
- 本日のポイント（まとめ）
- 参考（住宅ローン減税概要・様式・記入例・チラシ）

住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置(所得税・相続税・贈与税・個人住民税)

住宅ローン減税について、控除率、控除期間等を見直すとともに、環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置等を講じた上で、適用期限を4年間延長する。

控除率			一律0.7% ＜入居年＞		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
借入 限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円			4,500万円			
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円			3,500万円			
		省エネ基準適合住宅	4,000万円			3,000万円			
		その他の住宅	3,000万円			0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)			
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円						
		その他の住宅	2,000万円						
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)						
		既存住宅	10年						
所得要件			2,000万円						
床面積要件			50㎡(新築の場合、2023年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))						

※既存住宅の築年数要件（耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内）については、「昭和57年以降に建築された住宅」（新耐震基準適合住宅）に緩和。

➢ 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置は、非課税限度額を良質な住宅は1,000万円、その他の住宅は500万円とした上で、適用期限を2年間延長。

＊ 良質な住宅とは、一定の耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅。

＊ 既存住宅の築年数要件については、住宅ローン減税と同様に緩和。

➢ 認定住宅に係る投資型減税は、対象にZEH水準省エネ住宅を追加した上で、2年間延長。

(参考) 住宅省エネルギー性能証明書様式



- 様式をHPにて公開
- 証明書に添付資料は不要
- ワードで記入の上、押印をして作成

別表

住宅省エネルギー性能証明書

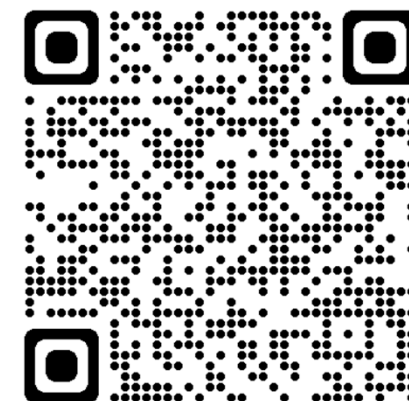
証明申請者	住所 氏名
家屋番号及び所在地	
家屋調査日	年 月 日
省エネルギー性能	居住用家屋の新築等に係る家屋 □①租税特別措置法施行令第28条第23項(同条第32項において準用する場合を含む、以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準 □②租税特別措置法施行令第28条第24項(同条第32項において準用する場合を含む、以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(①に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上の基準
	既存住宅 □③租税特別措置法施行令第28条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級6以上の基準 □④租税特別措置法施行令第28条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(③に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4以上の基準

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第28条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証明年月日 年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	印	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合	住所	指定・登録年月日
		指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)	指定をした者(指定確認検査機関の場合)
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称		
	所在地		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		
	登録年月日及び登録番号		
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	登録番号	登録を受けた地方整備局等名
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号	登録を受けた地方整備局等名
	登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	登録番号	登録を受けた地方整備局等名
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築士の場合	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)

(用紙 日本産業規格 A4)



- 記載例をHPにて公開
- 該当箇所以外は空欄で差し支えありません

別表 証明申請者の住所と氏名について、作成する日の現況により記入してください。

住宅省エネルギー性能証明書

証明申請者は事業者でも個人でも差し支えありません。

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	省エネ建設株式会社 / 住宅 エネ太郎
家屋番号及び所在地		東京都港区〇〇〇
家屋調査日		〇〇年 〇月 〇日

証明のための家屋の現地調査が終了した年月日を記入してください。
 工事監理報告書の写し・フラット35Sの適合証明書の提出があり、家屋の現地調査を省略した場合は、それらの書類の発行日を記入してください。

家屋番号と所在地は調査を行った住宅の建物登記簿に記載されたものとなります。

省エネルギー性能

新築住宅の場合は、①(ZEH水準省エネ住宅の場合)または②(省エネ基準適合住宅の場合)にチェックを付けます。

既存住宅

既存住宅の場合は、③(ZEH水準省エネ住宅の場合)または④(省エネ基準適合住宅の場合)にチェックを付けます。

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇月 〇日
-------	-----------

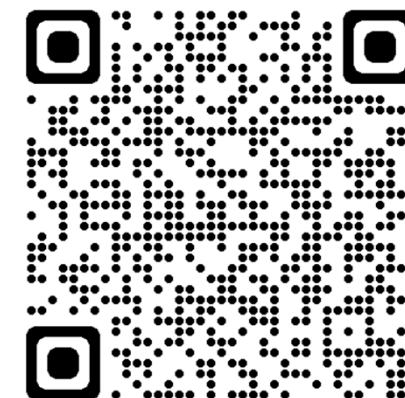
建築士等が当該家屋についての証明を行った日(証明書発行日)を記入してください。

証明を行った方の情報を記入してください。

建築士が証明を行う場合には、以下の2つの赤枠内の記載が必要になります。

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	証明 次郎	印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	住所	指定・登録年月日	
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社証明次郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区〇〇〇	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	登録年月日及び登録番号	〇〇年〇月〇日 △△-××××	
	氏名	建築士の場合	登録番号 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号 登録を受けた地方整備局等名	
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名	建築士の場合	登録番号 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付 合格通知番号又は合格証書番号	
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名	建築士の場合	登録番号 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
	建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付 合格通知番号又は合格証書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)



- データをHPにて公開
- ご自由にご使用頂けます。制度周知にご協力ください。

国土交通省
2025年4月版

住宅の供給に携わる事業者の皆様へ

2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅で

住宅ローン減税を受けるには

省エネ性能が必須となります

住宅ローン減税改正(令和4年度) 3つのポイント

1 2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について

住宅ローン減税を受けるには省エネ基準に適合する必要があります

2 省エネ性能に応じて

住宅ローン減税の

借入限度額が異なります

3 住宅ローン減税の申請には

省エネ基準以上適合の

「証明書」が必要になります

※住宅ローン減税における「省エネ基準」について

省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなります。新たに住宅ローン減税の必須要件となる省エネ性能は、現行省エネ基準になります。

詳細は裏面をご覧ください

2024年1月から、住宅ローン減税を受けるには 省エネ基準に適合する必要があります

令和4年度税制改正により、原則として2024年1月以降に建築確認を受けて新築された住宅は、省エネ基準に適合することが住宅ローン減税の必須要件となりました。

また、住宅ローン減税の申請時には、省エネ基準以上適合の証明書が必要になります。

1 2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について

住宅ローン減税を受けるには

省エネ基準に適合する必要があります。

省エネ基準等の詳細については [改正建築物省エネ法 オンライン調書](#) で検索

2 省エネ性能に応じて住宅ローン控除の

借入限度額が異なります。

控除率 0.7%	2022年	2023年	2024年入居	2025年入居
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円	5,000万円	子育て世帯・世帯主夫婦世帯：5,000万円 その他の世帯：4,500万円	子育て世帯・世帯主夫婦世帯：5,000万円 その他の世帯：4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	4,500万円	子育て世帯・世帯主夫婦世帯：4,500万円 その他の世帯：3,800万円	子育て世帯・世帯主夫婦世帯：4,500万円 その他の世帯：3,800万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,000万円	子育て世帯・世帯主夫婦世帯：4,000万円 その他の世帯：3,000万円	0円 2023年末までに建築確認を受けた場合、 借入限度額2,000万円(※)
省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円

(※) 住宅ローン減税の税務署への申請時、確認済証の写しを提出し、2023年12月までに建築確認を受けた住宅であることを証明する必要があります。2024年6月末までに竣工済の住宅については、省エネ基準に適合しない場合にも特例の適用がある場合があります。

3 住宅ローン減税の申請には、

省エネ基準以上適合の「証明書」が必要になります。

●省エネ基準に適合していることを証する証明書として、以下のいずれかの提出が必要です。

- ① 建設住宅性能評価書(登録住宅性能評価機関のみが発行できます。)
- ② 住宅省エネルギー性能証明書(登録住宅性能評価機関等のほか建築士も発行可能です。)

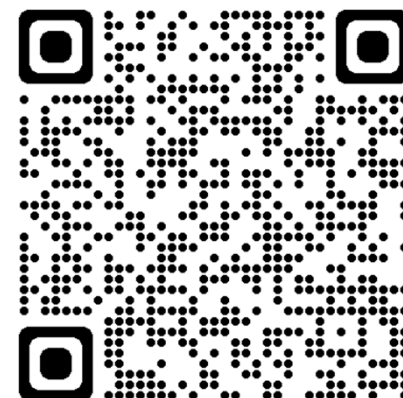
●建築主から証明書の求めがあった場合、登録住宅性能評価機関等に証明書の発行を依頼するほか、

②の住宅省エネルギー性能証明書については建築士事務所へ依頼する建築士であれば、対象となる住宅の設計者・工事監理者である建築士が発行することも可能です。

HPは [国土交通省 住宅ローン減税](#) で検索

発行：国土交通省 住宅局 住宅経済・法制課 TEL:03-5253-8111

住宅生産課



建築物省エネ法の省エネ基準等について

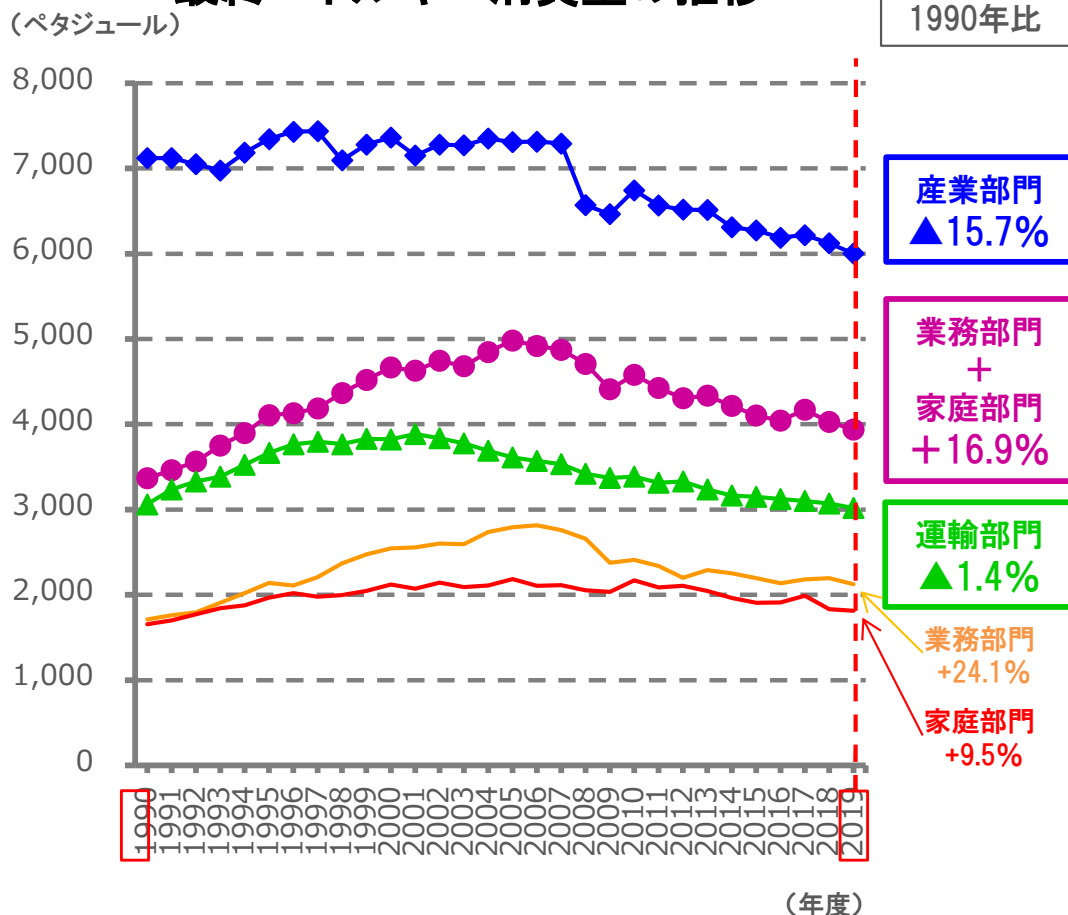
国土交通省 住宅局
参事官(建築企画担当)付

①建築物省エネ法の改正について

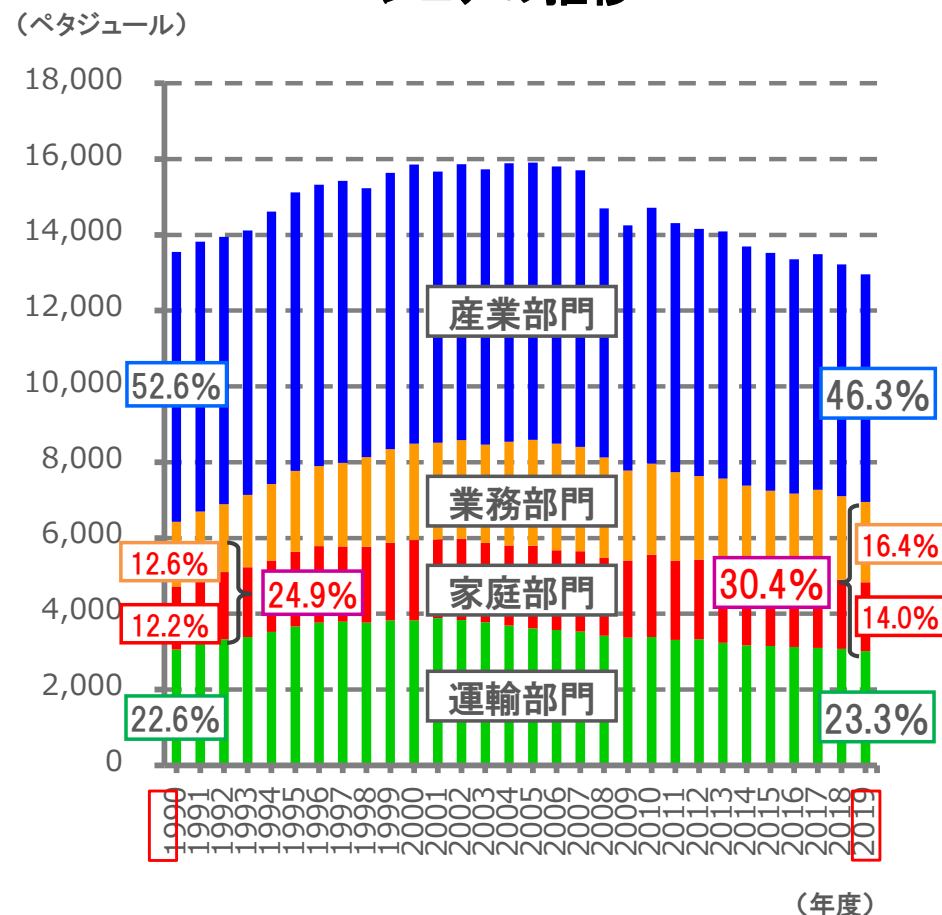
部門別のエネルギー消費の推移

- 他部門(産業・運輸)が減少・微増する中、業務部門・家庭部門のエネルギー消費量は大きく増加し(90年比で16.9%増(左図))、現在では全エネルギー消費量の約3割(30.4%)(右図)を占めている。
- 建築物における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠。

最終エネルギー消費量の推移



シェアの推移



出典:総合エネルギー統計(エネ庁)

第6次エネルギー基本計画

○ エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）

2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。加えて、規制強化のみならず、公共建築物における率先した取組を図るほか、ZEHやZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。さらに、既存住宅・建築物の改修・建替の支援や、省エネルギー性能に優れリフォームに適用しやすい建材・工法等の開発・普及、新築住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示の義務化を目指すなどの省エネルギー対策を総合的に促進する。

2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。

地球温暖化対策計画

○ 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）

省エネルギー基準適合義務の対象外である小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。（略）

省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。（略）

加えて、規制強化のみならず、（略）新築住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示の義務化を目指すなどの省エネルギー対策を総合的に促進する。

住宅・建築物については、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指す。

木材利用促進法を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等における木材利用を促進するために、建築物木材利用促進協定制度の運用、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装等の木質化を推進するとともに、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、建築基準の合理化、先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物の整備、非住宅・中高層の木造建築物の設計支援情報の集約一元化、設計者等の育成等を行う。

地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直し

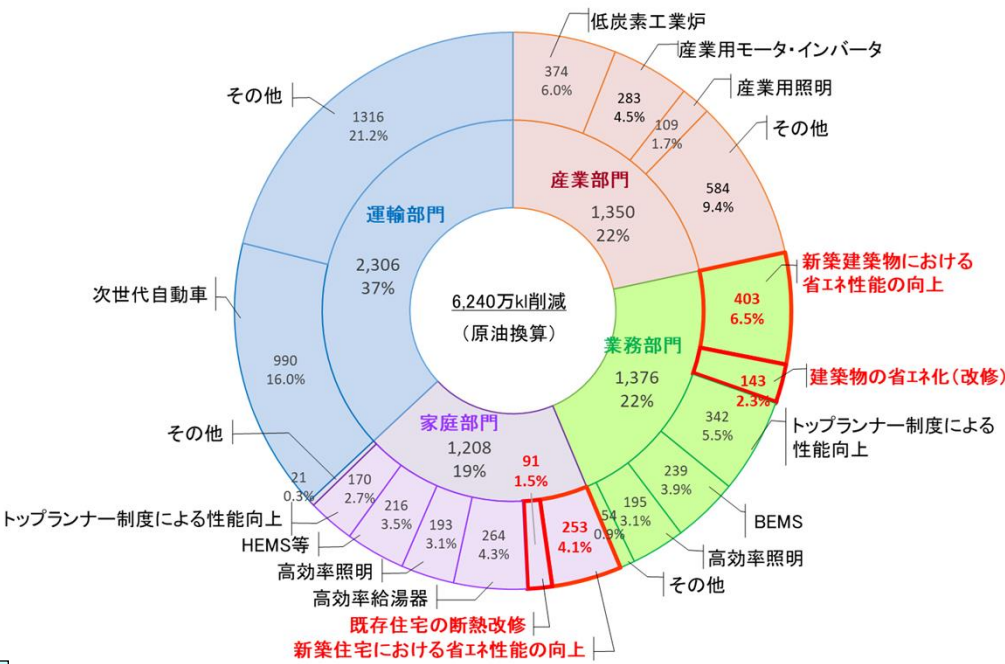
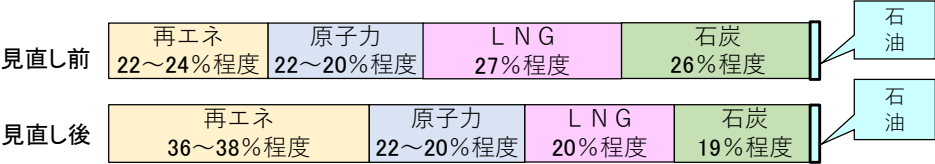
地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直し（R3.10.22）

住宅・建築物分野の削減目標：CO2 排出量**58%削減** 住宅・建築物の省エネ目標：**889万kl（約2割増）**

2030年度	CO2排出量 (百万t-CO2)		最終エネルギー消費量 (百万kl)	
削減目標	677	▲45% (▲26%)	約280	▲約23% (▲10%)
産業部門	289	▲38%	約140	▲約17%
住宅・建築物分野	186	▲58% (▲40%)	約80	▲約29% (▲20%)
業務部門 (建築物)	116	▲51%	約50	▲約15%
家庭部門(住宅)	70	▲66%	約30	▲約43%
運輸部門	146	▲35%	約60	▲約28%
エネルギー転換部門	56	▲47%	—	—

2030年の電源構成

※括弧内はH28年の温暖化対策計画における数値



※H28年の温暖化対策計画における全体の省エネ量: 約5,030万kl
(うち住宅・建築物の省エネ量: 約730万kl)

出典: 2030年度におけるエネルギー需給の見通し (R3.9) (資源エネルギー庁) 等より作成

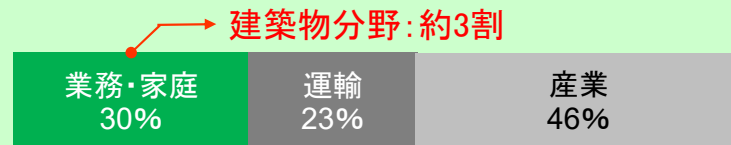
改正建築物省エネ法等の背景・必要性、目標・効果

背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化

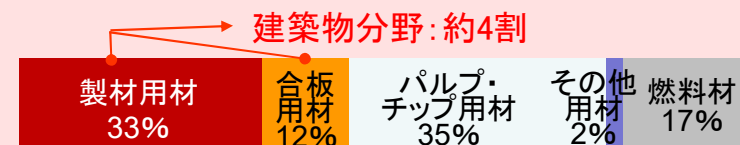
エネルギー消費の約3割を占める 建築物分野での省エネ対策を加速

＜エネルギー消費の割合＞(2019年度)



木材需要の約4割を占める 建築物分野での木材利用を促進

＜木材需要の割合＞(2020年度)



○「エネルギー基本計画」(2021年10月22日閣議決定)※

- ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
- ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

※「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)にも同様の記載あり

○「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)

- ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

＜2050年カーボンニュートラルに向けた取組＞

【2050年】

ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】

新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。

- 2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

建築物省エネ法の改正（2022年6月17日公布）の概要

■ 省エネ性能の底上げ

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

- ※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
- ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行			改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務		適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務		適合義務 2021.4~	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

■ より高い省エネ性能への誘導

建築物省エネ法

住宅トップランナー制度の対象拡充

【現行】 建売戸建
注文戸建
賃貸アパート

【改正】 分譲マンション
を追加

省エネ性能表示の推進

- ・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
- ・ 必要に応じ、勧告・公表・命令

(類似制度)
窓・エアコン等の
省エネ性能表示



(参考) 誘導基準の強化

低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
[省令・告示改正]

一次エネルギー消費量基準等を強化

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30~40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

■ ストックの省エネ改修

住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

形態規制の合理化

省エネ改修で設置

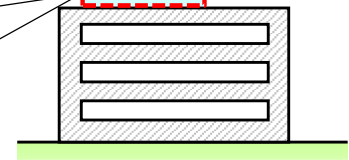
建築基準法

高効率の
熱源設備

絶対高さ制限

高さ制限等を満たさないことが、
構造上やむを得ない場合

➡ (市街地環境を害さない範囲で)
形態規制の特例許可



■ 再エネ設備の導入促進

建築物省エネ法

促進計画 市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の
再エネ設備*の設置を促進する区域*を設定

※ 区域は、住民の意見を聴いて設定。



* 太陽光発電
太陽熱利用
地中熱利用
バイオマス発電 等

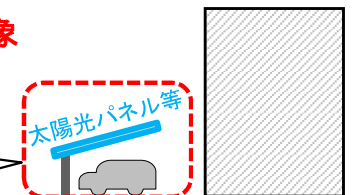
再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築士から建築主へ、再エネ設備の導入効果等を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化 ※新築も対象

促進計画に即して、
再エネ設備を設置する場合

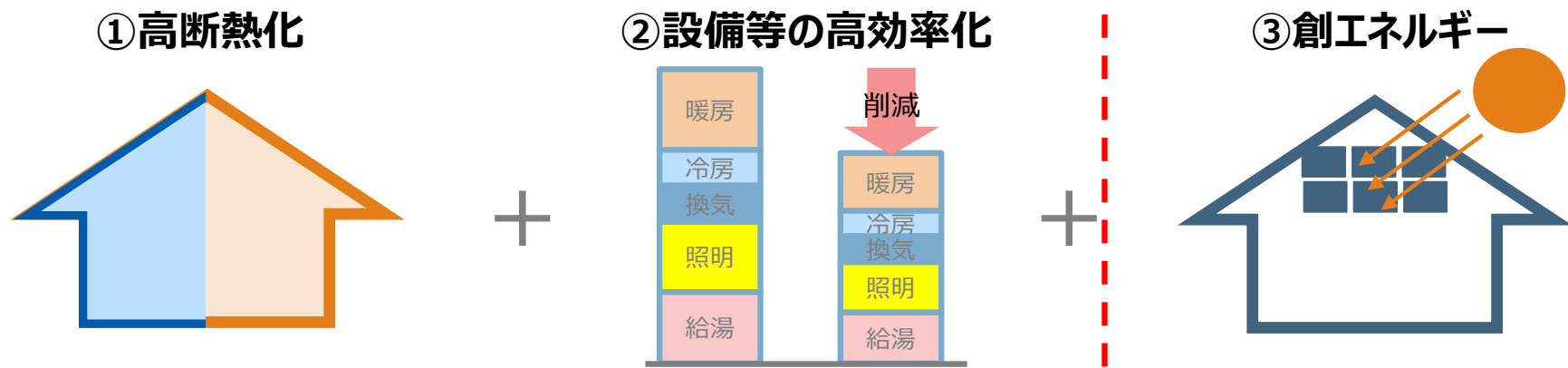
➡ 形態規制の特例許可



太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

(参考) ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) 水準の省エネ性能

- H27.12.17に、経産省のZEHロードマップ検討委員会にてとりまとめられた「ZEHロードマップ」において、「ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅」と定義。
- 具体的な基準は、以下のとおり。



断熱基準					一次エネルギー消費量基準	
					(設備等の高効率化)	(創エネルギー)
省エネ基準より強化した高断熱基準 (外皮平均熱貫流率の基準例)					太陽光発電等による創エネを 考慮せず 省エネ基準相当から▲20%	太陽光発電等による創エネを 余剰売電分を含め考慮し 一次エネ消費量を正味ゼロ以下
地域区分	1・2地域 (札幌等)	3地域 (盛岡等)	4地域 (長野等)	5・6・7地域 (東京等)		
ZEH基準	0.4	0.5	0.6	0.6		
省エネ基準	0.46	0.56	0.75	0.87		

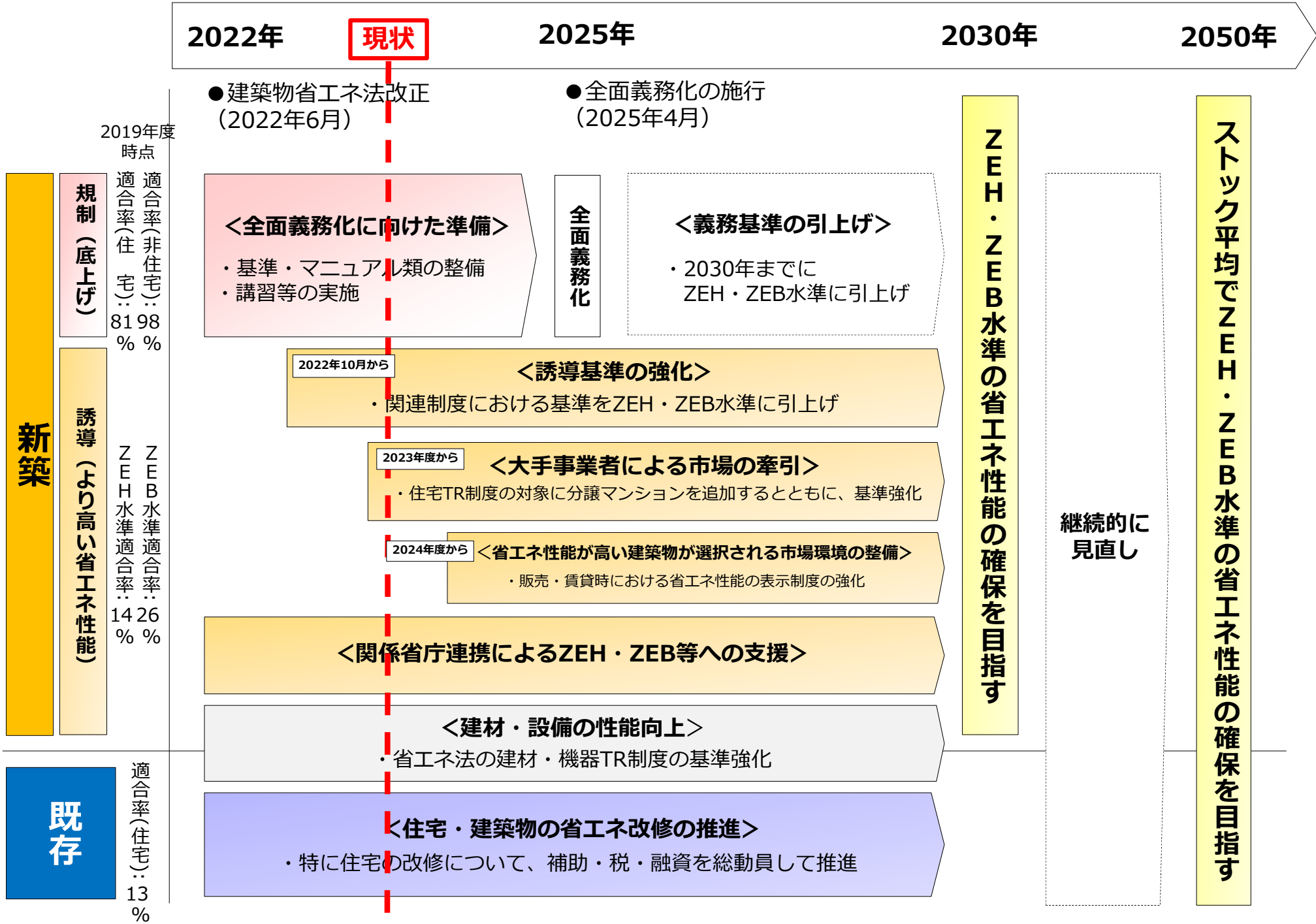
省エネ基準適合率及びZEH水準/ZEB水準適合率（令和2年度）

		令和元年度		令和2年度	
住宅		省エネ基準	ZEH水準省エネ性能	省エネ基準	ZEH水準省エネ性能
全体		81.1%	14.0%	83.7%	25.1%
	大規模	68.2%	0.4%	72.9%	5.0%
	中規模	74.6%	2.3%	74.2%	24.4%
	小規模	87.2%	22.3%	90.7%	30.7%
非住宅		省エネ基準	ZEB水準省エネ性能※1	省エネ基準	ZEB水準省エネ性能※1
全体		97.9%	26.1%	98.7%	31.1%
	大規模	(適合義務化)	32.0%	(適合義務化)	39.2%
	中規模	96.6%	21.2%	97.6%	20.8%
	小規模	88.6%	3.1% (21.1%) ※2	88.9%	21.5% (0%) ※2

※1 ZEB水準省エネ性能：用途に応じて再エネ除きBEI=0.6/0.7、小規模は再エネ除き0.8（温対計画における2030年度以降の新築目標）

※2 （）は小規模非住宅における、用途に応じて再エネ除きBEI=0.6/0.7への適合率

住宅・建築物分野の省エネ対策の進め方



②住宅の省エネ基準等について

省エネ基準の概要

- 省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなる。

一次エネルギー消費量基準（住宅・建築物ともに適用）

一次エネルギー消費量が基準値以下となること。

※「一次エネルギー消費量」

$$\begin{aligned} &= \text{空調エネルギー消費量} + \text{換気エネルギー消費量} \\ &+ \text{照明エネルギー消費量} + \text{給湯エネルギー消費量} \\ &+ \text{昇降機エネルギー消費量（非住宅用途のみ）} \\ &+ \text{その他エネルギー消費量（OA機器等）} \\ &- \text{太陽光発電設備等による創エネ量（自家消費分に限る）} \end{aligned}$$

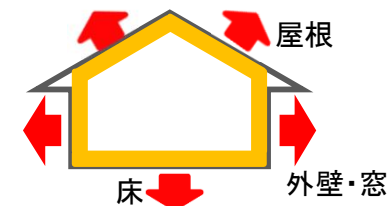
外皮基準（住宅のみに適用）

外皮（外壁、窓等）の表面積あたりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

＜外皮を通した熱損失のイメージ＞

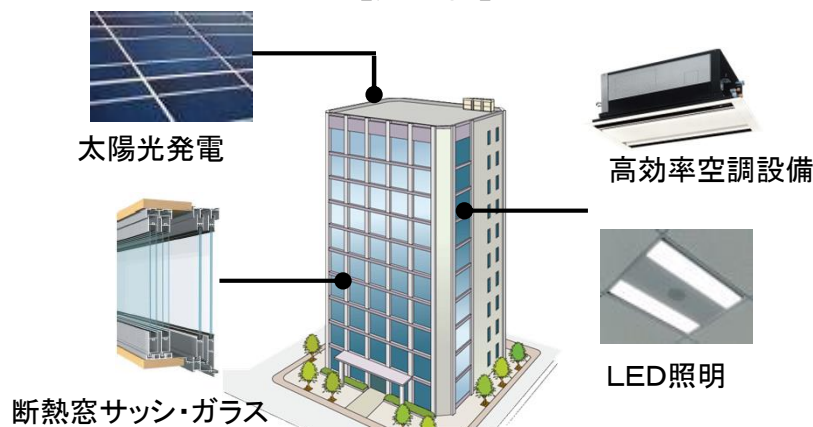
※「外皮平均熱貫流率」

$$= \text{外皮総熱損失量} / \text{外皮総面積}$$

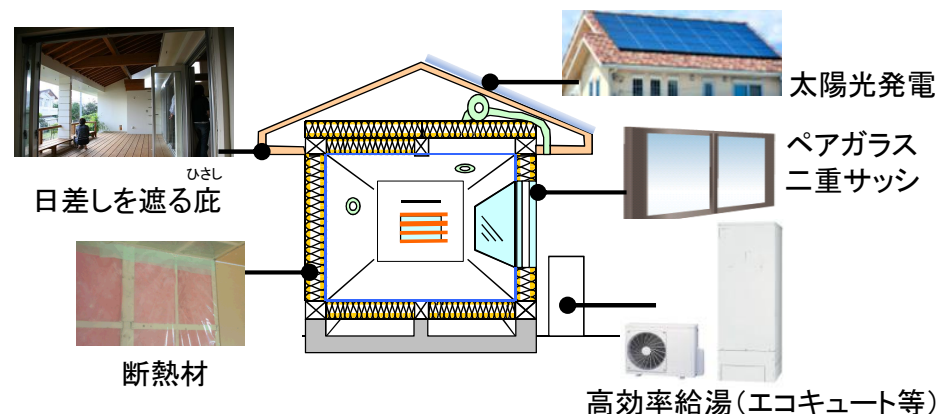


省エネ性能向上のための取組例

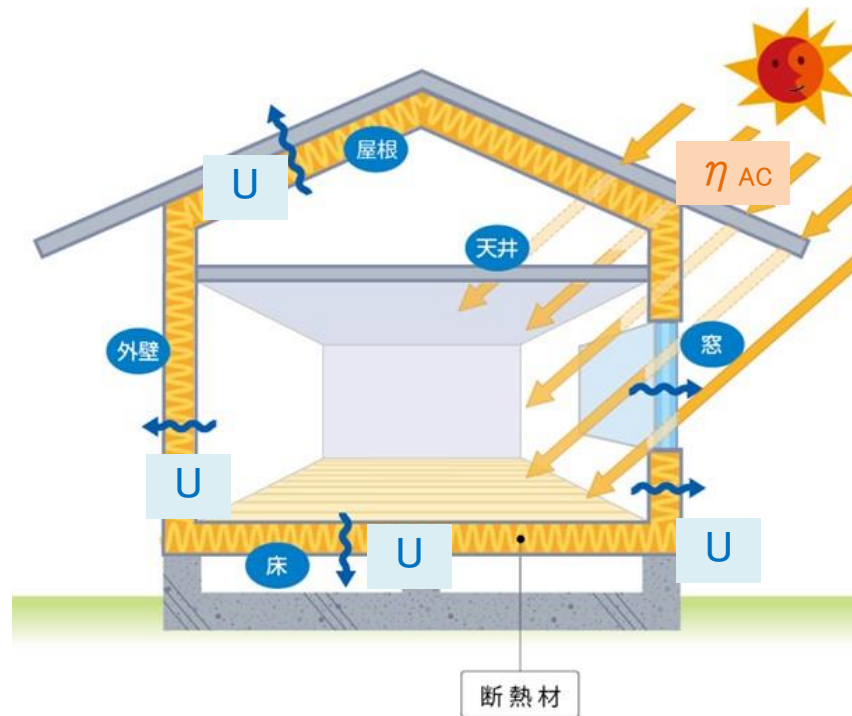
【建築物】



【住宅】

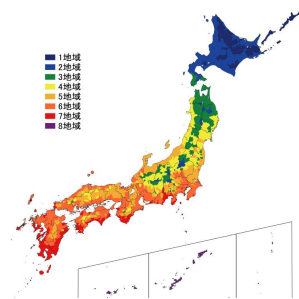


- 住宅の外皮性能は、UA値と η_{AC} 値により構成され、いずれも、地域区分別に規定されている基準値以下となる必要がある。
- 算出にあたっては、建築研究所等のHPで公開されている外皮性能計算シートが広く活用されている。



【参考】地域区分とは

- ・省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、8の地域区分毎に基準値を設定。
- ・地域区分は、原則として市町村単位で設定。



↓ 低いほど暖房エネルギー量が少ない

- ◎ 外皮平均熱貫流率 (U_A)
- 室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標
- 建物内外温度差を1度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単位時間あたりの熱量※を、外皮面積で除したもの。
※換気による熱損失は除く
- 値が小さいほど熱が出入りにくく、断熱性能が高い

$$U_A = \frac{\text{単位温度差当たりの外皮総熱損失量}}{\text{外皮総面積}}$$

($W/m^2 \cdot K$)

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値: U_A [$W/(m^2 \cdot K)$]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

- ◎ 冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC})
- 太陽日射の室内への入りやすさの指標
- 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮面積で除したもの。
- 値が小さいほど日射が入りにくく、遮蔽性能が高い

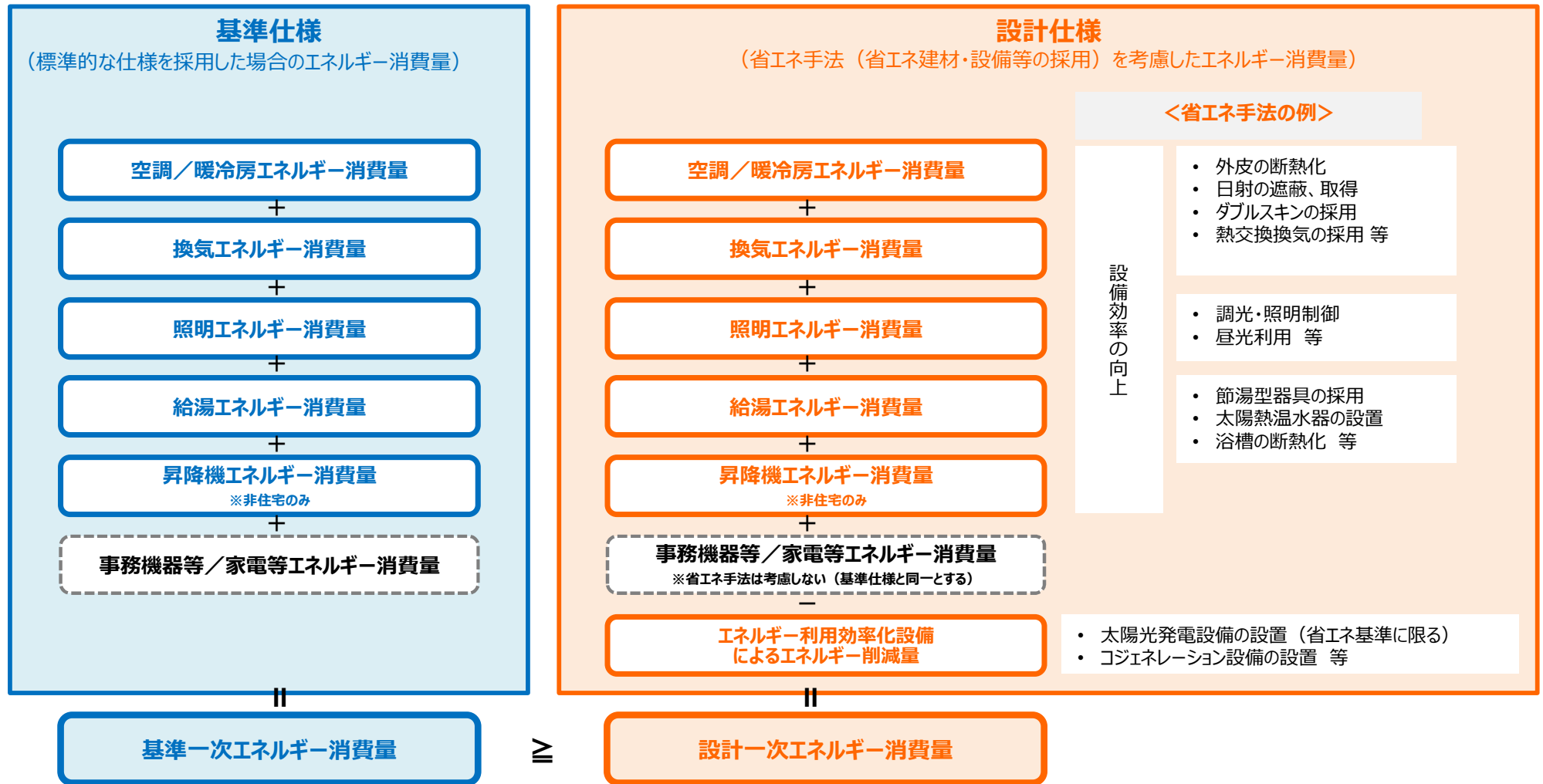
$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値: η_{AC} [%]	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

↑ 低いほど冷房エネルギー量が少ない

一次エネルギー消費性能

共通条件（地域区分、室の構成・用途、各室の床面積、階高等）



◎ 一次エネルギー消費性能：BEI

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^{\ast}}{\text{基準一次エネルギー消費量}^{\ast}}$$

※事務機器等／家電等エネルギー消費量(通称:「その他一次エネルギー消費量」)は除く

省エネ基準 : **BEI ≤ 1.0**

(適合義務、届出義務、説明義務等で適用)

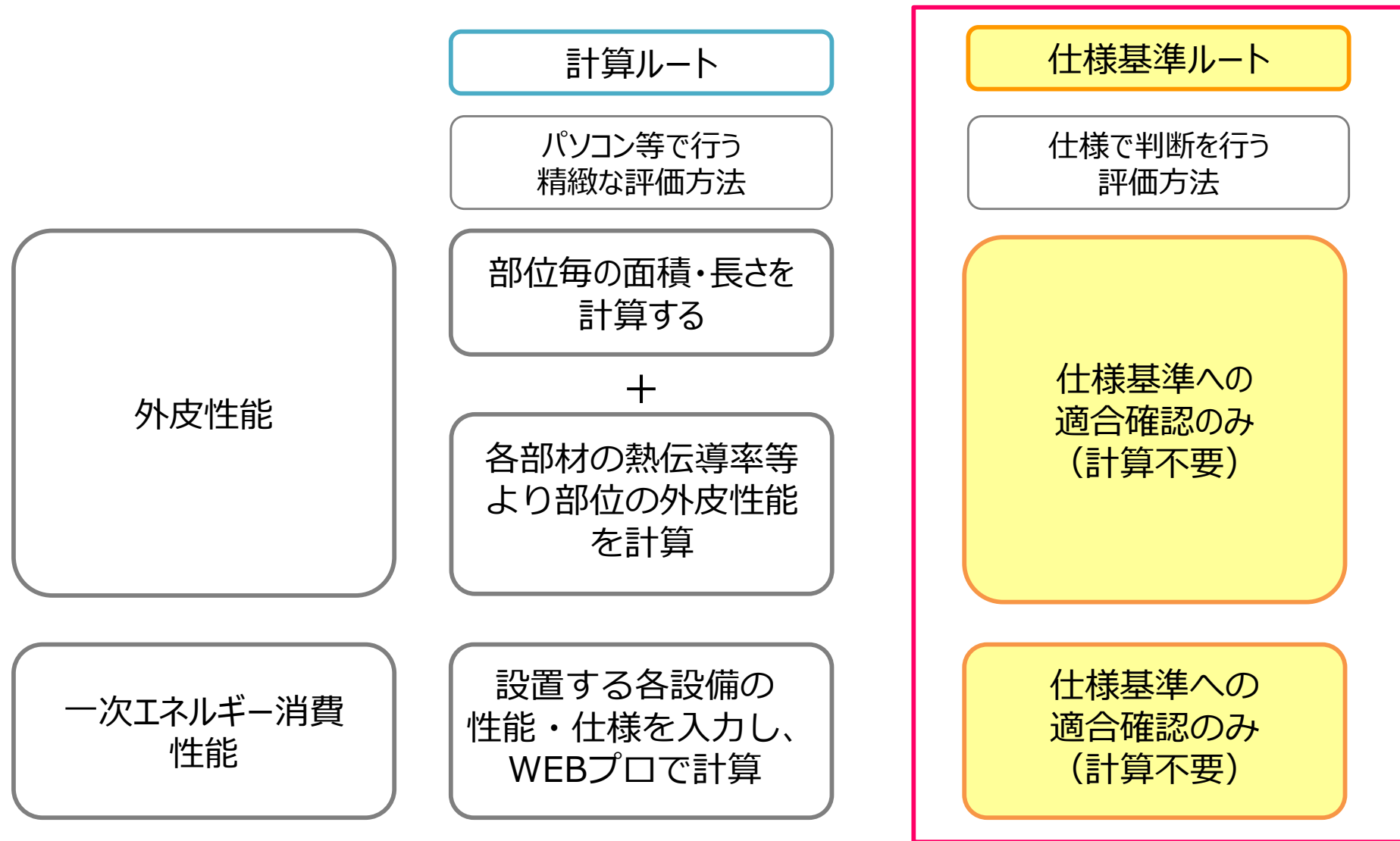
誘導基準 : **BEI ≤ 0.6** (事務所等、学校等、工場等)

(性能向上計画認定で適用)

0.7 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等)

0.8 (住宅)

省エネ基準に基づく評価方法イメージ（戸建て住宅）



2022年11月に基準を見直し、
使い勝手が向上

建築物省エネ法における住宅の仕様基準について

- ・建築物省エネ法において、住宅については省エネ計算を行わず省エネ性能(省エネ基準・ZEH水準)への適合を簡単に確認できる仕様基準が定められている。
- ・それぞれの気候特性に対応した形で仕様基準ガイドブックを作成。

仕様基準を活用する主なメリット

- ① 省エネ性能 (省エネ基準・誘導基準※1) への適合を簡単に確認可能 ※1 長期優良住宅、ZEH水準等に対応
- ② 2022年11月に仕様基準を見直し、使い勝手が向上
- ③ 建築確認手続きにおいて「省エネ適合性判定」が不要 (予定)
- ④ 省エネ基準やZEH水準の省エネ性能を評価する各種制度※2にも活用可能 ※2 住宅性能評価、BELSの評価等
- ⑤ 外皮性能を「仕様基準」で確認し、一次エネルギー消費性能を計算することも可能

仕様基準ガイドブック

- ・木造戸建住宅を対象※3として、仕様基準についてチェックリストを用いて簡単に確認する方法を説明する、「仕様基準ガイドブック」を作成。
 - ・1～3地域／4～7地域／8地域のそれぞれの気候特性にも対応
- ※3 8地域はRC戸建住宅も対象

(左) 省エネ基準編、(右) 誘導基準編▶



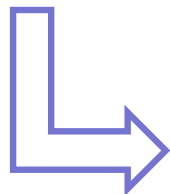
オンライン講座へのアクセス方法①

- ① 改正建築物省エネ法 オンライン講座 で検索
→「改正建築物省エネ法オンライン講座」をクリック

QRコード
はこちら→



<https://shoenehou-online.jp/>



- ②「省エネ計算によらない省エネ基準への
適否の簡易判定法を学べるWEB講
習会」をクリック

令和4年度改正建築物省エネ法・改正建築基準法に関する
オンライン講座のご案内

WEB講習会は以下をご覧ください。

未経験者 向け	省エネ計算によらない省エネ基準への 適否の簡易判定法を学べるWEB講習会 ※「標準計算ルート」にて、計算が自己完結できる方	中級者 向け	省エネ計算演習WEB講習会 ※「標準計算ルート」にて、計算が自己完結できる方
------------	--	-----------	--

概要説明会動画はこちら

改正建築物省エネ法の概要説明会動画	改正建築基準法の概要説明会動画
-------------------	-----------------

● 令和2年度オンライン講座はこちら

オンライン講座へのアクセス方法②



省エネ計算によらない省エネ基準への 適否の簡易判定法を学べるWEB講習会



木造戸建住宅

小規模非住宅建築物

木造戸建住宅

◇はじめに◇
令和4(2022)年6月17日に公布された改正建築物省エネ法により、2025年4月には省エネ基準の全面的な適合義務化が行われる予定です。2025年の省エネ基準への適合義務化においても本ガイドブックで紹介する仕様によって省エネ基準への適合を確認可能とされています。(この場合は省エネ適合性判定は不要となります。)
10年までにより高い水準の省エネ性能(現行の誘導基準)を目指すことが求められており、今後、省エネ基準の引上げが予定されています。なお、引上げ後は、誘導基準編のガイドブックにおける「誘導基準」と読み替えられる予定です。
また、仕様基準ガイドブックの「省エネ基準編」と「誘導基準編」をご活用いただければと思います。
※施工関係
※断熱材の種類や厚さ等の仕様で省エネ基準への適否を確認できるもの

●省エネ基準編

木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【省エネ基準編】1～3地域版
※北海道、本州の一部の地域向け
34分44秒

木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【省エネ基準編】4～7地域版
※本州の大部分、四国、九州の地域向け
35分13秒

木造・RC造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【省エネ基準編】8地域版
※主に沖縄向け
※PDF資料のみ

●誘導基準編

木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【誘導基準編】1～3地域版
※北海道、本州の一部の地域向け
37分01秒

木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【誘導基準編】4～7地域版
※本州の大部分、四国、九州の地域向け
37分13秒

木造・RC造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【誘導基準編】8地域版
※主に沖縄向け
※PDF資料のみ

施工関係

●省エネ基準編／●誘導基準編
1～3地域／4～7地域／8地域のうち、該当するものをクリック

オンライン講座へのアクセス方法③

木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【省エネ基準編】4～7地域版



木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【省エネ基準編】4～7地域版

※この動画を最後まで視聴しますと、アンケートが自動で立ち上がります

講座概要 視聴時間35分13秒

この動画では、本ガイドブックに沿って、4～7地域の木造戸建住宅における省エネ基準への適否の確認方法を説明します。

資料ダウンロードはこちら▼

解説図書

木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック【省エネ基準編】4～7地域版

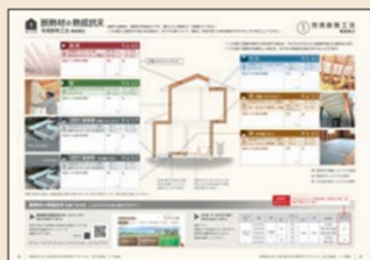
資料もダウンロードできます

省エネ基準への適否の確認方法

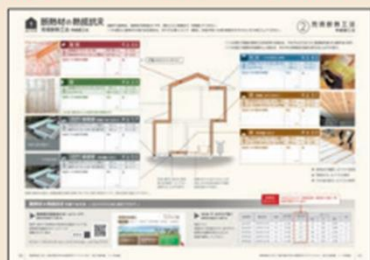
地域の区分の確認

建設地の「地域の区分」を「地域の区分一覧表」26ページにより確認します。

① 充填断熱工法／軸組構法 18～19ページ



② 充填断熱工法／軸組壁工法 20～21ページ



③ 外張断熱工法／軸組構法・軸組壁工法共通 22～23ページ



【省エネ基準適否チェックリスト】

18～19ページ

省エネ基準適否チェックリスト (記入例)

建設地: 〇〇〇〇 2022年11月1日

地域の区分: 〇〇〇〇

4地域 ☐ 5～7地域 ☒

東京 ☒ 文京 ☒

1 断熱材の熱抵抗Rの確認

部位	断熱材の種類	断熱材の厚さ(単位:mm)	熱抵抗R(単位:m²K/W)	基準値	適否
屋根	高気密グラスウール 150A	90+90	4.8	4.0	○
天井	高気密グラスウール 150A	85	2.2	2.0	○
壁 (内装に面する部分)	高気密グラスウール 150A	100	3.6	3.0	○
床 (4階の床)	高気密グラスウール 150A	65	2.3	2.0	○
基礎壁	高気密グラスウール 150A	40	1.8	1.5	○
基礎	高気密グラスウール 150A	25	1.1	1.0	○

1 断熱材の熱抵抗Rの確認

断熱する部位とその部位の断熱工法、及び各部位の断熱材の種類と厚さに基づき熱抵抗Rを確認します。

18～19ページ



1～3 各項目の部位ごとと設備ごととに確認した結果を【省エネ基準適否チェックリスト】に記入することで、省エネ基準（外皮基準・一次エネルギー消費量基準）への適否を確認することができます。

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策の確認

窓については建具とガラスの組合せ、ドアについては枠と戸の組合せに基づいて熱貫流率Uと日射遮蔽対策を確認します。

14～15ページ



3 設備機器の仕様の確認

暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様を確認します。

16～17ページ



省エネ基準への適否を確認する3つの項目

外皮基準 窓や外壁などの「外皮性能」の確認

- 断熱材の熱抵抗R
- 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策
- 設備機器の仕様

一次エネルギー消費量基準 設備機器の「一次エネルギー消費量」の確認

- 施工上の注意点 18ページ
- 詳しく知りたい方へ 19～23ページ
- 告示記載の仕様基準要旨 24～25ページ
- 地域の区分一覧表 26～27ページ

仕様基準ガイドブック（抜粋）②

◎本ページをコピーしてご利用ください。

省エネ基準適否 チェックリスト		作成者：	記入日：
		年	月 日
物件名：			
地域の区分 ※P.26～27		☐ 4 地域 ☐ 5～7 地域	
◎建設地の地域の区分を 確認してください。		建設地：	
◎建設地は、都道府県名及び 市区町村名を記入してください。		都 道	市 区
		府 県	町 村

1 断熱材の熱抵抗 R

◎断熱する部位と採用する断熱工法によって基準値が異なります。
◎断熱する部位とその部位の断熱工法を「断熱材の製品名と厚さ」及び「熱抵抗 R」を記入
のうえ、基準適否を確認してください。
◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
◎1つの部位に複数の仕様がある場合は、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）
について記入してください。
◎該当する部位がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部 位	断熱工法の基準値	断熱材の製品名と厚さ		熱抵抗 R [㎡・K / W]	適 否 確 認		
					該当 部位に なし	適 合	不 適
屋 根	☐ 軸組充填：R ≥ 4.6 ☐ 枠組充填：R ≥ 4.6 ☐ 外 張：R ≥ 4.0	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	☐	☐	☐
天 井	☐ 軸組充填：R ≥ 4.0 ☐ 枠組充填：R ≥ 4.0 ☐ 外 張：R ≥ 4.0	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	☐	☐	☐
壁	☐ 軸組充填：R ≥ 2.2 ☐ 枠組充填：R ≥ 2.3 ☐ 外 張：R ≥ 1.7	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	☐	☐	☐
床 （外気に接する部分）	☐ 軸組充填：R ≥ 3.3 ☐ 枠組充填：R ≥ 3.1 ☐ 外 張：R ≥ 2.5	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	☐	☐	☐
床 （その他の部分）	☐ 軸組充填：R ≥ 2.2 ☐ 枠組充填：R ≥ 2.0	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	☐	☐	☐
土間床等の外周部分の 基礎壁 （外気に接する部分）※	☐ 軸組充填：R ≥ 1.7 ☐ 枠組充填：R ≥ 1.7 ☐ 外 張：R ≥ 1.7	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	☐	☐	☐
土間床等の外周部分の 基礎壁 （その他の部分）※	☐ 軸組充填：R ≥ 0.5 ☐ 枠組充填：R ≥ 0.5	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	☐	☐	☐

※玄関、勝手口等の土間床部分の断熱を省略する場合には、当該部分を基礎壁について確認してください。

2 開口部(窓、ドア)の 熱貫流率 U と日射遮蔽対策

◎地域の区分によって基準値が異なります。
◎「製品名」及び「窓又はドアの熱貫流率 U」「窓の日射熱取得率 η」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
◎複数の仕様がある場合は、熱貫流率 U については性能が低い仕様（熱貫流率 U が大きい方）、
日射遮蔽対策については、窓の日射熱取得率 η が大きい仕様を記入してください。
◎5～7地域において該当する窓がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

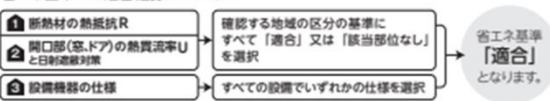
部 位	基 準 値		製 品 名	窓又はドアの 熱貫流率 U [W/(㎡・K)]	窓の日射熱取得率 の η [—]	適 否 確 認		
	熱貫流率	日射遮蔽対策				該当部 位なし	適 合	不 適
窓	4 地域 U ≤ 3.5		製品名（又は建具とガラスの種類）	U			☐	☐
	5~7 地域 U ≤ 4.7	有効なひし、 軒等が ある所に 設置する窓	製品名（又は建具とガラスの種類）	U		☐	☐	☐
		有効なひし、 軒等が ない所に 設置する窓 かつ η ≤ 0.59	製品名（又は建具とガラスの種類）	U	η	☐	☐	☐
ド ア	4 地域 U ≤ 3.5		製品名（又は枠と戸の種類）	U			☐	☐
	5~7 地域 U ≤ 4.7						☐	☐

3 設備機器の仕様

△下記に記載のない設備機器（床暖房など）を設置する場合、このチェックリストは使用できません。
◎暖冷房設備は、暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかを選択してください。
◎暖冷房設備を設置しない場合は、「設置しない」にチェックをしてください。

暖冷房設備 右記のいずれかを選択	☐ 住戸全体を暖冷房 → ☐ ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの
	☐ 居室のみを暖冷房 暖房と冷房の両方について 以下のいずれかを選択 ①～③のいずれかを選択 ① 石油潜熱回収型暖房機【エコフィール】 ② ガス潜熱回収型暖房機【エコジョーズ】 ③ 電気ヒートポンプ型暖房機（フロン系冷媒に限る）
	暖房 → ☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が (イ) 又は (ロ) のもの 冷房 → ☐ FF 暖房機 (4地域に限る)
	冷房 → ☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が (イ) 又は (ロ) のもの
換気設備 右記のいずれかを選択	☐ 設置しない
給湯設備 右記のいずれかを選択	☐ ダクト式第一種換気設備（熱交換なし）で、ダクト内径が 75mm 以上で、かつ DC モーター（直流）のもの ☐ ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上のもの ☐ 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの
照明設備	☐ 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】 ☐ ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】 ☐ 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】
照明設備	☐ 非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯 を設置している

省エネ基準への適合確認のプロセス



省エネ基準適否	
☐ 適合	☐ 不適

1 断熱材の熱抵抗R 省エネ仕様 充填断熱工法 軸組構法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R を確認してください。
1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について 確認し、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）を記入してください。

① 充填断熱工法 軸組構法

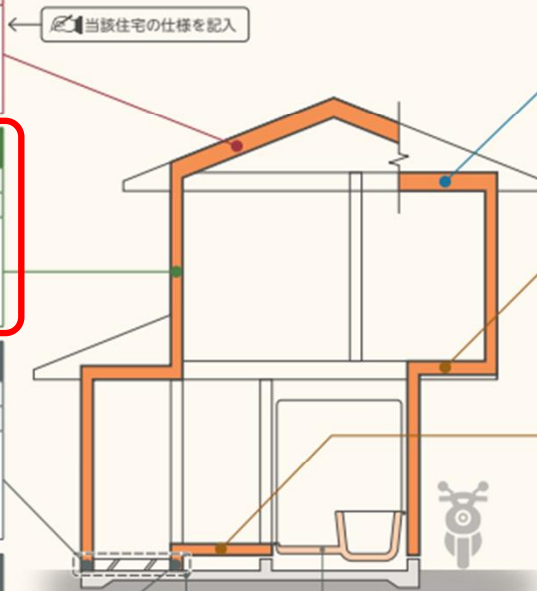
- 1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
- 1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。

屋根			R ≥ 4.6
仕様例	高性能グラスウール16K	90+90 mm	R = 4.8
	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65+65 mm	R = 4.6
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ	R	
	mm		

壁			R ≥ 2.2
仕様例	高性能グラスウール14K、又は16K	85mm 以上	R = 2.2以上
	ロックウール	90mm 以上	R = 2.2以上
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ	R	
	mm		

基礎壁（外気に接する部分）			R ≥ 1.7
仕様例	土間床等の外周部分の押出法ポリスチレンフォーム3種bA	50 mm	R = 1.8
	硬質ウレタンフォーム（ボード状）2種2号D	40 mm	R = 1.8
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ	R	
	mm		

基礎壁（その他の部分）			R ≥ 0.5
仕様例	土間床等の外周部分の押出法ポリスチレンフォーム3種bA	20 mm	R = 0.7
	硬質ウレタンフォーム（ボード状）2種2号D	25 mm	R = 1.1
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ	R	
	mm		



玄関、勝手口等の土間床部分の断熱については、省略することができます。
断熱されているバスユニットの床は、床（その他の部分）の適否確認を除外できます。

天井			R ≥ 4.0
仕様例	高性能グラスウール14K、又は16K	155 mm	R = 4.1
	ロックウール	155 mm	R = 4.1
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ	R	
	mm		

床（外気に接する部分）			R ≥ 3.3
仕様例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	フェノールフォーム1種2号C、又はD	66 (C)、又は63 (D) mm	R = 3.3
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ	R	
	mm		

床（その他の部分）			R ≥ 2.2
仕様例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65 mm	R = 2.3
	フェノールフォーム1種2号C、又はD	45 mm	R = 2.3
製品名（又は断熱材の種類）	厚さ	R	
	mm		

- ⇒「断熱材の種類」は P.20 を参照
- ⇒「熱抵抗 R」は P.19 を参照
- ⇒「その他の部分」は P.24 を参照

基礎に断熱する場合、防蟻措置が必要な地域においては、別途、断熱材メーカー、建材店等に相談してください。

断熱材の熱抵抗 R を調べる方法（上記以外の仕様も確認できます。）

断熱建材協議会のホームページで断熱材の熱抵抗 R を調べる

基準に適合する断熱材の具体的な製品については、断熱建材協議会のホームページに掲載されています。

断熱協



https://dankenkyou.com/energy_saving.html



Web や カタログ等で断熱材の熱抵抗 R を調べる

製品ごとに熱抵抗 R が記載されているので、断熱材の種類や厚さに応じた数値を確認してください。

JISによる表記	品番	密度	寸法 [mm]		入数	使用箇所	熱抵抗 R [m ² ·K/W]
			厚さ	巾			
GWHG 14-38	#####001	高性能 14	85	395	10枚	柱・間柱	2.2
	#####002			430		間柱・間柱、屋根	
	#####003			470		間柱・間柱、屋根	
	#####004	90		395		柱・間柱	2.4
	#####005			430		間柱・間柱	

熱抵抗 R [m²·K/W] カタログによって、「熱抵抗値」「熱抵抗 (R 値)」等、表記が異なります。

2

省エネ仕様

開口部（窓、ドア）の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

確認する基準は、開口部の熱貫流率Uと日射遮蔽対策（5～7地域のみ）についてです。熱貫流率については、窓は建具とガラスの組合せ、ドアは枠と戸の組合せに基づく熱貫流率Uを確認してください。日射遮蔽対策については、窓の日射熱取得率 η を確認してください。仕様が複数ある場合は、全ての仕様について確認し、熱貫流率Uについては性能が低い仕様（熱貫流率Uが大きい方）、日射遮蔽対策については窓の日射熱取得率 η が大きい仕様を記入してください。

5～7 地域

赤字が
日射遮蔽対策
を示しています。

窓 $U \leq 4.7$ + 日射遮蔽対策

有効なひさし、軒等がある所に設置する窓

仕様例	U
【建具】金属製建具 【ガラス】二層複層ガラスA6	U = 4.7
製品名（又は建具とガラスの種類）	U

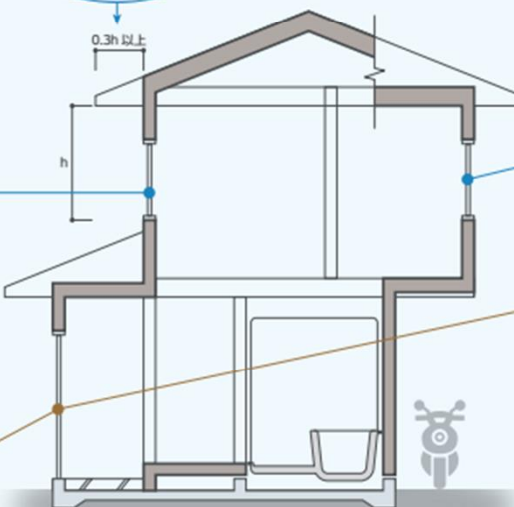
有効なひさし、軒等がない所に設置する窓
窓の日射熱取得率 $\eta \leq 0.59$

仕様例	U	窓の日射熱取得率 η
【建具】金属製建具 【ガラス】Low-E二層複層ガラスA6 日射取得型 又は 日射遮蔽型	U = 4.1	$\eta = 0.51$ (日射取得型) $\eta = 0.32$ (日射遮蔽型)
製品名（又は建具とガラスの種類）	U	η

ドア $U \leq 4.7$

仕様例	U
【枠】金属製 【戸】金属製フラッシュ構造 二層複層ガラス	U = 2.9
製品名（又は枠と戸の種類）	U

有効なひさし、軒等とは
外壁からの出寸法が、
その下端から窓下端までの
高さ(h)の0.3倍以上の
ものをいいます。



4 地域

4 地域には、
日射遮蔽対策の
基準はありません。

窓 $U \leq 3.5$

仕様例	U
【建具】金属製建具 【ガラス】Low-E二層複層ガラスA9	U = 3.5
【建具】アルミ樹脂複合材料製建具 【ガラス】二層複層ガラスA11	U = 3.5
製品名（又は建具とガラスの種類）	U

ドア $U \leq 3.5$

仕様例	U
【枠】金属製 【戸】金属製フラッシュ構造 二層複層ガラス	U = 2.9
製品名（又は枠と戸の種類）	U

- ⇒「熱貫流率U」はP.19を参照
- ⇒「日射熱取得率 η 」はP.19を参照
- ⇒「ガラスの中空層」はP.21を参照
- ⇒「Low-E二層複層ガラス」はP.21を参照
- ⇒「窓、ドアの種類と性能」はP.21～22を参照

開口部の熱貫流率の表記

Webやカタログ等では、小数点第2位まで表示（例えば 2.33等）となっている場合がありますが、小数点第2位を四捨五入した値（例えば 2.33→2.3等）に、読み替えても差し支えありません。詳しくは、左記のホームページをご確認ください。

開口部の熱貫流率
U [W/(m²·K)]

例 U = 2.33
U = 2.3

窓の日射熱取得率
 η [—]

開口部の熱貫流率Uと窓の日射熱取得率 η を調べる方法（上記以外の仕様も確認できます。）

断熱建材協議会のホームページで
開口部の熱貫流率Uと
窓の日射熱取得率 η を調べる

基準に適合する開口部の具体的な製品については、
断熱建材協議会のホームページに
掲載されています。

断建協



https://dankenkyou.com/energy_saving.html



Webやカタログ等で 開口部の熱貫流率Uと窓の日射熱取得率 η を調べる

製品ごとに熱貫流率Uが記載されていますので、
数値を確認してください。5～7地域の「有効なひさし、
軒等がない所に設置する窓」では、窓の日射熱取得
率 η についても確認してください。

開口部の熱貫流率
U [W/(m²·K)]

商品名	対象窓種	ガラスの仕様			ガラス中央部の 熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	開口部 熱貫流率 [W/(m ² ・K)]
		構成	中空層	スペーサー		
###ABC	引違い 片引き 両引き	3+Ar10+Low-E3	アルゴンガス	樹脂/アルミ	1.5以下	2.75
		4+Ar9+Low-E3	アルゴンガス	樹脂/アルミ	1.6以下	2.83
		3+Ar10+Low-E3	乾燥空気	樹脂/アルミ	1.9以下	3.04
		4+Ar9+Low-E3	乾燥空気	樹脂/アルミ	2.0以下	3.18
		5+Ar5+Low-E3	乾燥空気	樹脂/アルミ		

金属製建具、樹脂（木）と金属の複合材料製建具等

ガラスの仕様	窓の日射熱取得率 η			製品名
	ガラスのみ	鉛入り	外付けブラインド	
Low-E	0.51	..	..	###ABC
複層ガラス	0.32	..	..	###DEF
二層複層	0.63	..	..	###GHI

「ガラスのみ」又は「付属部材なし」の数値を確認してください。

3 設備機器の仕様

省エネ仕様

使用する暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様について適否を確認してください。

⚠ 下記に記載のない設備機器（床暖房など）を設置する場合は、チェックリストでは省エネ基準への適否が確認できません。

暖冷房設備

暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

☐ 住戸全体を暖冷房
→ ☐ ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの

☐ 居室のみを暖冷房
暖房と冷房の両方について、以下のいずれかの設備機器であることを確認してください。一部の居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、暖冷房設備機器を設置する居室だけで確認してください。

- 暖房**
- ☐ パネルラジエーターで、①～③のいずれかを熱源とし（選択してください）かつ配管に断熱被覆があるもの → 「配管の断熱被覆」はP.23を参照
- ☐ ①石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】
 - ☐ ②ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】
 - ☐ ③電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限る）
- ☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）又は（ろ）のもの
- ☐ FF暖房機（4地域に限る）

冷房

☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）又は（ろ）のもの

☐ 設置しない
すべての居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、「設置しない」を選択してください。入居後に設置する場合やまだ機器が決まっていない場合は、「設置しない」を選択してください。

換気設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

- ☐ ダクト式第一種換気設備（熱交換なし）で、ダクト内径が75 mm以上で、かつDCモーター（直流）のもの
- ☐ ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が75 mm以上のもの
- ☐ 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの
- 「換気設備の種類」はP.23を参照

給湯設備

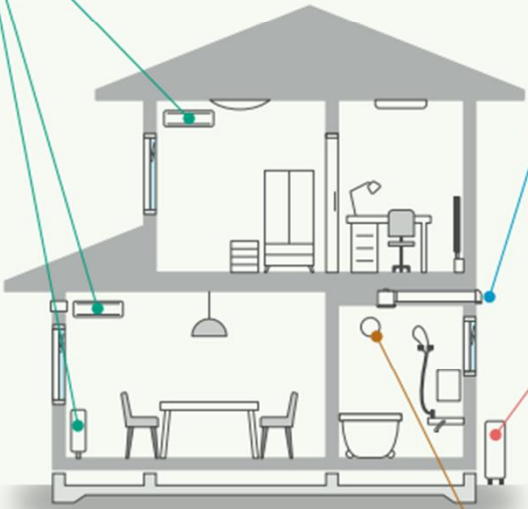
以下のいずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

- ☐ 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】
- ☐ ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】
- ☐ 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】

照明設備

下記であることを確認し、■にチェックをしてください。

- ☐ 非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯 を設置している。
- 居室の照明設備については、確認不要です。 → 「非居室」はP.23を参照



ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分を調べる方法

▶ Web 等で ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分を調べる

ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分は、（い）、（ろ）、（は）の3段階に区分されています（（い）が一番性能が高く、（ろ）（は）の順に性能が低くなります）。Web サイトで検索すると、設備機器メーカーのホームページで右図のように機種ごとのエネルギー消費効率の区分を調べることができます。

●●●（メーカー名） エアコン 区分

エネルギー消費効率の区分			
シリーズ名	機種名	設備機器の種類	エネルギー消費効率の区分
*****ABC	*****001	ルームエアコンディショナー	（い）
	*****002	ルームエアコンディショナー	（い）
	*****003	ルームエアコンディショナー	（い）
	*****004	ルームエアコンディショナー	（い）
	*****005	ルームエアコンディショナー	（ろ）

③省エネサポートセンター等について

制度・省エネ基準に関する問合せは

省エネサポートセンター

（一財）住宅・建築SDGs推進センターで受け付けています。

受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30

URL：http://www.ibecs.or.jp/ee_standard/faq.html

メール：（住宅）hsupport@ibecs.or.jp

（非住宅）bsupport@ibecs.or.jp

T E L：0120-882-177

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。

※電話は混み合う事がありますので、なるべくメールをご利用ください。

設計・工事監理に関する問合せは

建築物省エネアシストセンター

（一社）日本設備設計事務所協会連合会で受け付けています。

受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～16:00

URL：<http://www.jafmec.or.jp/eco/#eco02>

メール：assist_center01@jafmec.or.jp

F A X：03-5276-3537

T E L：03-5276-3535

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。

※電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。

※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開しています。

省エネ性能の計算支援プログラム

建築物のエネルギー消費性能に関する 技術情報ページ

住宅・非住宅別、計算の精度別にプログラムが用意されています。

国立研究開発法人 建築研究所ホームページ

<https://www.kenken.go.jp/becc>

建築研究所 技術情報

検索

省エネ適合性判定・届出の窓口

申請窓口の検索ページ

対象の物件が所在する市町村名を入力することで、窓口となる所管行政庁・登録省エネ判定機関の連絡先が検索できます。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページ

http://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene_tekihan/

評価協会 省エネ適判窓口

検索

省エネ住宅に関する周知について



令和4年6月に改正した建築物省エネ法に関する制度等の周知を図るため、

- ・消費者向けに、省エネ基準の適合義務化や省エネ住宅のメリットなどについて解説した漫画を作成。
- ・最新情報を国土省HPにて随時発信中。建築物省エネ法の各種制度、省エネ住宅・建築物への支援制度、省エネ性能の評価・審査に関する資料、広報用リーフレット類などを掲載。



検索

建築物省エネ法

→「住宅:建築物省エネ法について - 国土交通省」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

改正建築物省エネ法オンライン講座等のご案内

改正建築物省エネ法
オンライン講座

2025年4月(予定)
省エネ基準への適合が義務化されます

法改正等について学べる
オンライン講座

説明義務制度
実務シナリオ

説明義務制度をドラマ仕立てで解説 ▶

令和4年度改正建築物省エネ法・改正建築基準法に関する
オンライン講座のご案内

WEB講習会は以下をご覧ください。

未経験者
向け

省エネ計算によらない省エネ基準への
適合の簡易判定法を学べるWEB講習会
※「省エネ計算ルート」にて、計算が自己実施できない方

中級者
向け

省エネ計算演習WEB講習会
※「省エネ計算ルート」にて、計算が自己実施できる方

- 改正建築物省エネ法や省エネ計算の方法等を動画にて説明するWEBサイトを開設。
- 使用するテキストの他、詳細な解説図書、Q&Aなども掲載しており、資料については全てサイト内で閲覧・ダウンロードが可能。
- 省エネ計算を行わずに省エネ基準・誘導基準（ZEH水準）への適否を確認できる仕様基準ガイドブックを作成。
- 対面の講習会や建築大工技能者を対象とした断熱施工実技研修会も実施する予定。



大工さんに朗報！

木造住宅の
断熱施工に
かかわる
疑問や不安を
解消できます

**断熱施工
実技
研修会**

対象者は断熱施工に携わる大工技能者です！

開催時期 令和4年11月頃～12月(対象地域にて順次開催)
※令和5年度は春ごろから実施する予定です。
最新情報は下記HPや国土交通省HPをご覧ください。

実施団体(一社) 全国木造建設事業協会のWeb
サイト内の専用ページで確認・申込してください
<https://www.zenmokkyo.jp/>

JBN・全国工務店協会(JBN)、全国住宅産業地域活性化協議会(住活協)、
全国建設労働組合総連合(全建総連)の各地域団体では、Webサイト掲載
の日程以外にも開催を計画しています。所属団体等にご確認ください。

実施団体(一社) 全国木造建設事業協会 <https://www.zenmokkyo.jp/>



検索

建築物省エネ法 オンライン講座

→「改正建築物省エネ法オンライン講座」

<https://shoenehou-online.jp/>

仕様基準ガイドブック(左)
断熱施工実技研修会(右) ▶